

独立行政法人北方領土問題対策協会契約監視委員会設置要領

〔平成 21 年 1 2 月 9 日〕
独立行政法人北方領土問題対策協会理事長決定

(目的及び趣旨)

第1条 独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「北対協」という。）が行う競争性のない随意契約に関する見直しの徹底及び一般競争入札等についても真の競争性を確保するため「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、同協会内に「独立行政法人北方領土問題対策協会契約監視委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、北対協における契約に関し、次に掲げる事項について審議を行い、その点検及び見直しを行う。

- (1) 競争性のない随意契約を継続しているものについて、随意契約事由及び契約価格が他の取引事例等に照らして妥当であるか否かの検証
- (2) 競争性のない随意契約から一般競争入札等への移行を予定しているものの前倒しの検討
- (3) 一般競争入札等における真の競争性の確保の検証
- (4) その他委員会が必要と認めた事項

(委員)

第3条 委員会は、北対協監事2名及び外部有識者2名をもって構成する。

- 2 外部有識者の委員は、中立・公正の立場で、客観的に入札及び契約についての審議その他事務を適切に行うことができる者を、主務大臣の了解を得て、北対協理事長が委嘱する。
- 3 委員長は、外部有識者の中から、委員の互選により定める。また、会務を総括し委員会を代表する。
- 4 外部有識者の委員の委嘱期間は、2年とし再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の委嘱期間は前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、委員会の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(開催)

第4条 委員会の会議は、北対協理事長が招集し、必要に応じて随時開催する。

2 委員会の会議は非公開とし、審議の概要はこれを公表する。

(点検結果の報告)

第5条 北対協理事長は、契約の点検及び見直しの結果について、主務大臣に報告するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、北対協において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

独立行政法人北方領土問題対策協会契約監視委員会

委員名簿

【外部有識者】

鈴木 清 公認会計士

吉武 雅子 神奈川大学法学部講師

【監 事】

太田 博

山田 清武

(5 0 音順、敬称略)

...委員長

第1回独立行政法人北方領土問題対策協会契約監視委員会 議事要旨

1. 日 時：平成21年12月18日（金）10：30～12：00

2. 場 所：協会会議室

3. 出席者：（委 員）鈴木委員長、吉武委員、太田委員、山田委員
（内閣府）大塚北方対策本部参事官、田原事務官
（協 会）間瀬理事長、岩崎事務局長、菖蒲総務課長

4. 議事概要

（1）事務局より、独立行政法人北方領土問題対策協会契約監視委員会について、設立の経緯や目的などの説明がなされた。

（2）委員の互選により、鈴木委員が委員長に決定された。

（3）事務局より、今回対象となる契約案件について説明がなされ、各契約案件についての指摘事項について検討をしていただき資料への記入及び提出のお願いをし、今後の予定の説明がなされた。

第2回独立行政法人北方領土問題対策協会契約監視委員会 議事要旨

1. 日 時：平成22年1月25日(月)16:00~18:00

2. 場 所：協会会議室

3. 出席者：(委 員)鈴木委員長、吉武委員、太田委員、山田委員
(内閣府)大塚北方対策本部参事官、田原事務官
(協 会)間瀬理事長、岩崎事務局長、菖蒲総務課長

4. 議事概要

- (1) 各委員からの指摘事項を検討し、委員会からの指摘事項が決定された。
その後、委員会からの指摘事項に対する具体的取り組みについて、事務局より説明がなされた。また、これらに基づき「主務大臣報告資料」が決定された。
- (2) 決定された「主務大臣報告資料」に基づき、「随意契約見直し計画」について検討、決定された。
- (3) 事務局より、今後の予定の説明がなされた。

独立行政法人の平成20年度契約点検結果【取りまとめ 競争性のない随意契約】

独立行政法人名 北方領土問題対策協会

(単位:円)

法人名	競争性のない随意契約		点検結果																			
			うち競争性のある契約に移行すべきもの										うち競争性のある契約への移行を前倒しとすべきもの									
	一般競争契約		指名競争契約		企画競争		公募		一般競争契約		指名競争契約		企画競争		公募							
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北方領土問題対策協会	1	2,288,574	該当なし																			

(注1) 対象となる契約は、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)で公表を求められている平成20年度における独立行政法人の契約状況で計上しているものとする。

(注2) 「その他見直し」については、予定価格の算出方法、調達の実現性などの見直しの指摘があったものについて計上する。

独立行政法人の平成20年度契約点検結果【取りまとめ 一者応札・一者応募】

独立行政法人名 北方領土問題対策協会

(単位:円)

法人名	一者応札・一者応募		点検結果													
			うち契約方式を変更せず、条件等の見直しを実施											うち契約方式の見直し		うちその他の見直し
			仕様書の変更		参加条件の変更		公告期間の見直し		その他							
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北方領土問題対策協会	6	41,938,382	4	32,192,100	2	25,848,000	1	23,580,000	3	8,612,100	2	4,672,500	1	3,603,782	1	6,142,500

(注) 対象となる契約は、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)で公表を求められている平成20年度における独立行政法人の契約状況で計上しているものとする。

独立行政法人の複数年契約実績【平成19年度以前分】

独立行政法人名 北方領土問題対策協会

(単位:円)

契約年度	競争性のある契約																				競争性のない随意契約			
	競争性のある契約				一般競争契約				指名競争契約				企画競争				公募						不落・不調による随意契約	
	うち一者応札・応募				うち一者応札				うち一者応札				うち一者応募				うち一者応募							
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
平成19年度分	1	67,058,172	0	0												1	67,058,172							
平成18年度分	0	0	0	0																				
平成17年度分	0	0	0	0																		2	7,183,680	
平成16年度以前分	0	0	0	0																				
合計	1	67,058,172	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	67,058,172	0	0	0	0	2	7,183,680	

(注1) 平成19年度以前に締結された契約期間が12か月を超える案件(12か月は含まない)で、平成21年4月1日時点においても契約が継続中の案件について契約実績を記載する。

(注2) 予算決算及び会計令で定めている額以下の随意契約(いわゆる少額随契)は除く。

(注3) 金額については、各契約の契約金額(総額)をもって計上すること。(年度割する必要はない。)

(注4) 単価契約については、契約予定総額をもって計上すること。

独立行政法人の複数年契約点検結果【取りまとめ 競争性のない随意契約】

独立行政法人名 北方領土問題対策協会

(単位:円)

契約年度	競争性のない随意契約		点検結果											
			うち競争性のある契約へ移行する必要があるもの										うちその他見直し	
			一般競争契約		指名競争契約		企画競争		公募					
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額			件数	金額
平成19年度分														
平成18年度分														
平成17年度分	2	7,183,680			2	7,183,680								
平成16年度以前分														
合計	2	7,183,680	0	0	2	7,183,680	0	0	0	0	0	0	0	0

(注1) 平成19年度以前に締結された契約期間が12か月を超える案件(12か月は含まない)で、平成21年4月1日時点においても契約が継続中の案件について記載する。

(注2) 点検対象となる契約は、競争性のない随意契約であったものとする。

(注3) 金額については、各契約の契約金額(総額)をもって計上すること。(年度割する必要はない。)

(注4) 単価契約については、契約予定総額をもって計上すること。

独立行政法人の複数年契約点検結果【取りまとめ 一者応札・一者応募】

独立行政法人名 北方領土問題対策協会

(単位:円)

契約年度	一者応札・一者応募		点検結果													
			うち契約方式を変更せず、条件等の見直しを要するもの										うち契約方式の見直し		うちその他の見直し	
			仕様書の変更		参加要件の変更		公告期間の見直し		その他							
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成19年度分	該当なし															
平成18年度分																
平成17年度分																
平成16年度以前分																
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注1) 平成19年度以前に締結された契約期間が12か月を超える案件(12か月は含まない)で、平成21年4月1日時点においても契約が継続中の案件について記載する。

(注2) 点検対象となる契約は、当該契約に係る入札等において一者応札・一者応募であったものとする。

(注3) 金額については、各契約の契約金額(総額)をもって計上すること。(年度割する必要はない。)

(注4) 単価契約については、契約予定総額をもって計上すること。

随意契約等見直し計画の状況【取りまとめ】

独立行政法人名 北方領土問題対策協会

(単位:円)

法人名	20年度実績								見直し計画											
	合計		競争性のある契約				競争性のない随意契約		競争性のある契約		一般競争契約		指名競争契約		企画競争		公募		競争性のない随意契約	
			うち一者応札・一者応募		件数	金額					件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
北方領土問題対策協会	12	125,153,005	11	122,864,431	6	41,938,382	1	2,288,574	11	122,864,431	11	122,864,431	0	0	0	0	0	0	1	2,288,574

(注) 対象となる契約は、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)で公表を求められている平成20年度における独立行政法人の契約状況で計上しているものとする。

随意契約等見直し計画の状況【取りまとめ 一者入札・一者応募】

独立行政法人名 北方領土問題対策協会

(単位:円)

法人名	平成20年度実績		見直し計画															
	一者応札・一者応募		契約方式を変更せず、条件等の見直しを実施										契約方式の見直し		その他の見直し		点検の結果、指摘事項がなかったもの	
			仕様書の変更		参加条件の変更		公告期間の見直し		その他									
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北方領土問題対策協会	6	41,938,382	4	32,192,100	2	25,848,000	1	23,580,000	3	8,612,100	2	4,672,500	1	3,603,782	1	6,142,500	0	0

(注) 対象となる契約は、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)で公表を求められている平成20年度における独立行政法人の契約状況で計上しているものとする。

独立行政法人の平成21年度契約事前点検結果【取りまとめ 前回競争性のない随意契約】

独立行政法人名 北方領土問題対策協会

(単位:円)

法人名	前回競争性のない随意契約		点検結果																			
			うち競争性のある契約に移行すべきもの										うち競争性のある契約への移行を前倒しとすべきもの									
	件数	金額	一般競争契約		指名競争契約		企画競争		公募		件数	金額	一般競争契約		指名競争契約		企画競争		公募			
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北方領土問題対策協会	1	2,288,574	21年度においてすでに契約しているため該当なし																			

(注)「その他見直し」については、予定価格の算出方法、調達の実現性などの見直しの指摘があったものについて計上する。

独立行政法人の平成21年度契約事前点検結果【取りまとめ 前回一者応札・一者応募】

独立行政法人名 北方領土問題対策協会

(単位:円)

法人名	前回一者応札・一者応募		点検結果													
			契約方式を変更せず、条件等の見直しを実施										うち契約方式の見直し		うちその他の見直し	
			仕様書の変更		参加条件の変更		公告期間の見直し		その他							
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北方領土問題対策協会	6	41,938,382	21年度においてすでに契約しているため該当なし													

独立行政法人の平成21年度契約事前点検結果【取りまとめ 新規案件】

独立行政法人名 北方領土問題対策協会

(単位:円)

法人名	新規案件		点検結果													
			契約方式を変更せず、条件等の見直しを実施										うち契約方式の見直し		うちその他の見直し	
					仕様書の変更		参加条件の変更		公告期間の見直し		その他					
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北方領土問題対策協会	該当なし															

随意契約等見直し計画

平成 22 年 4 月
独立行政法人北方領土問題対策協会

1. 随意契約等の見直し計画

(1) 随意契約の見直し（単年度）

平成 20 年度において、締結した随意契約等について点検・見直しを行い、以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定する。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、引き続き一般競争入札等を実施していくこととした。

	平成20年度実績		見直し後	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	(91.7%) 11	(98.2%) 122,864	(91.7%) 11	(98.2%) 122,864
競争入札	(50%) 6	(37.1%) 46,428	(91.7%) 11	(98.2%) 122,864
企画競争、公募等	(41.7%) 5	(61.1%) 76,436	(0%) 0	(0%) 0
競争性のない随意契約	(8.3%) 1	(1.8%) 2,289	(8.3%) 1	(1.8%) 2,289
合 計	(100%) 12	(100%) 125,153	(100%) 12	(100%) 125,153

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(2) 随意契約の見直し（複数年度）

平成 19 年度以前に締結され、契約期間が 12 か月を超え、平成 21 年 4 月 1 日時点においても契約が継続中である競争性のない随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、見直し計画を策定する。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、引き続き一般競争入札等を実施していくこととした。

	対象期間実績		見直し後	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	/		(100%) 2	(100%) 7,184
競争入札			(100%) 2	(100%) 7,184
企画競争、公募等			(0%) 0	(0%) 0
競争性のない随意契約	(100%) 2	(100%) 7,184	(0%) 0	(0%) 0
合 計	(100%) 2	(100%) 7,184	(100%) 2	(100%) 7,184

(3) 一者応札・一者応募の見直し

平成20年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、契約の条件、契約手続き等を見直す必要があるものが見受けられた。

今後の調達については、競争性のない随意契約の削減に加え、これら結果に留意、改善しつつ、契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成20年度実績)

実 績	件数	金額(千円)
競争性のある契約	11	122,864
うち一者応札・一者応募	(54.5%) 6	(34.1%) 41,938

(注) 上段 () % は競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

見直し方法等	件数	金額(千円)
契約方式を変更せず、条件等の見直しを実施(注1)	(66.7%) 4	(76.8%) 32,192
仕様書の変更	2	25,848
参加条件の変更	1	23,580
公告期間の見直し	3	8,612
その他	2	4,673
契約方式の見直し	(16.7%) 1	(8.6%) 3,604
その他の見直し	(16.7%) 1	(14.6%) 6,143
点検の結果、指摘事項がなかったもの	(0%) 0	(0%) 0

(注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 上段()は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。

2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

(1) 契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施

契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件を中心に点検を実施。

(2) 随意契約等の見直し

・ 総合評価方式の実施

総合評価落札方式に関する契約事務取扱要領に基づき、一般競争入札を引き続き実施。

(3) 一者応札・一者応募の見直し

契約監視委員会の指摘及び平成21年6月に策定した「1者応札、1者応募にかかる改善方策」を踏まえ、以下のとおり実施。

- ① 仕様書の見直し
仕様書の作成に当たっては、情報を具体的に記載するなど明確化に努める。
- ② 参加条件の変更
過度な制約とならないよう、最低限必要な要件のみとする。
- ③ 公告期間の見直し
可能な限り公告期間を長期間設定し、より多くの入札・応募希望者が参加できるよう環境整備に努める。
- ④ その他
調達情報が容易に閲覧できるよう協会トップページからのアクセスを図る。
年度当初に当年度の調達予定案件を提示する。

(4) その他

参考意見について

契約監視委員会において各委員から下記のとおり参考意見があり、これについても留意しながら今後の契約行為がより一層公平・公正なものとなるよう努めていくこととする。

- ① サーバースystemやモノクロデジタル複合機などの導入に当たっては、購入コストのみならず、保守などのランニングコストを含めた総合的なコストを判断するような入札方法を実施し業者を決定していくことが望ましいため、既にこの考え方により契約を行っており問題はないが、今後も本方法による契約行為を実施されたい。
- ② 事務所の賃貸借契約についても上記と同様の考え方として、賃料に加え、共益費などの諸費用を含めた総合的な費用を考慮して契約業者を決定することが望ましいため、既にこの考え方により契約を行っており問題はないが、契約の必要が生じた場合には、今後も本方法による契約行為を実施されたい。

- ③ 通訳業務等は特殊な業務で業者も限られるところであるが、毎年必要であることが明確なものであるため「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、他の1者応札、1者応募になりやすい契約と同様、希望する業者が事前に契約実施の把握を行い競争に参加しやすくなるよう年度当初の掲載を行うなど協会ホームページの掲載方法について工夫していくことが望ましい。
- ④ 財務諸表等の監査契約について、新規に参入しようとする公認会計士又は監査法人からすると、監査費用の見積もり算定は、監査対象法人の業務内容、内部統制及び監査リスク等の事前把握が困難なことから非常に難しく、特に初年度の監査はパイロットテスト等の費用が嵩むという面があり、新規参入の阻害要因となっているが、協会の業務内容等を詳細に提示するなどの改善を行い、より競争性の高い契約を実施していくことが望ましい。
- ⑤ 独立行政法人通則法で規定される財務諸表の官報掲載が競争性のない随意契約により行われていることについては、特に問題はないが、経費の効率化によるコスト削減の観点から、協会ホームページに財務諸表の全文が掲載されていることを考えると北対協における財務諸表の官報掲載は、現状において法人単位の財務諸表のみを掲載しておりコスト削減に努めているところであるが、要約文のみの掲載など各法人により掲載方法をより一層柔軟に対応・工夫できるよう、今後法改正や解釈の緩和が行われるよう期待する。